

防衛事業適合事業者契約等の手続上等の不明点の解消など、適正化を図るため申請書類の様式や点検票の確認項目を改正しました。  
(防衛事業適合事業者制度の関係規則の一部改正)

- ✓ 提出書類の様式を全体的に見直し
- ✓ 関係社員候補者名簿の提出可能時期を実質いつでもOKに
- ✓ 秘密取扱情報システムの点検頻度を3ヶ月に一度 → 1年に一度へ
- ✓ 施設基準のうち、経過措置に該当する項目を明確化
- ✓ 総括者の指名基準及び研修要領の見直し

(問い合わせ先)

防衛産業保全制度 よろず相談窓口  
[hozen-soudan@ext.atla.mod.go.jp](mailto:hozen-soudan@ext.atla.mod.go.jp)  
内線35256、35245

※緊急時を除き、電子メールでの御連絡をお願いします。

御不明な点は御連絡ください。



# 防衛事業適合事業者制度の規則体系

改正した規則

【新規】防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）

- ・ 認証に係る手続
- ・ 防衛事業適合事業者契約に係る手続

【新規】防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について  
（装装保第14846号。令和7年7月31日）

- ・ 実施要領（認証、適合事業者契約に係る事務手続、各種様式）（別紙第1）
- ・ 防衛事業適合事業者契約（秘密）に係る契約条項（別紙第2）
- ・ 防衛事業適合事業者契約（秘密）に係る特約条項（別紙第3）
- ・ 防衛事業適合事業者契約（保護すべき情報）に係る契約条項（別紙第4）
- ・ 防衛事業適合事業者契約（保護すべき情報）に係る特約条項（別紙第5）
- ・ 契約条項細部事項（適合事業者契約に係る契約手続、各種様式）（別紙第6）

【新規】防衛事業適合事業者制度等に関する訓令第19条に基づく地方防衛局による検査等の実施要領  
について（装装保第14862号。令和7年7月31日）

- ・ 細部要領（地方防衛局検査要領・監査要領）

【新規】防衛事業適合事業者契約を締結する場合における履行中の秘密情報等の保全に関する特約条項の  
変更要領について（装装保第12546号。令和7年6月30日）

- ・ 既存の特約条項の変更手続をまとめて実施する手続

# (参考)防衛事業適合事業者制度等に関する訓令・実施要領の建付け



# 主な改正内容

1. 契約に係る提出書類（申込、情報保全体制の変更、延長、解除）の様式を秘密と保護すべき情報とで区別
2. 自己点検の起算月の設定
3. 閉鎖区域の構築、設定、変更又は解除を行う場合の手続の変更（届出 → 申請／届出）
4. 総括者指名基準の見直し
5. 関係社員候補者名簿の提出要領
6. 付紙様式第1
  - －1 保全基準兼点検票（秘密保全規則）
  - －2 保全基準兼点検票（保全教育の体制）
  - －3 保全基準兼点検票（秘密保全施設）
7. 付紙様式第2 秘密保全体制認証申請書
8. 付紙様式第11 防衛事業適合事業者契約申込書
9. 別紙第2 防衛事業適合事業者契約条項 第68条 下請負の禁止に例外を規定
10. 別紙第6 契約条項細部事項
  - －1 第9 携帯型情報通信・記録機器の持込制限 包括申請の範囲を制限無しへ
  - －2 第10 情報システムの持込み・設置制限 包括申請を可能に
  - －3 関係簿冊の印鑑欄を確認欄へ

# 1. 契約に係る提出書類（申込、情報保全体制の変更、延長、解除）の様式を秘密と保護すべき情報とで区別

改正前

付紙様式第11

防衛事業適合事業者契約申込書

年 月 日

防衛装備庁長官 殿  
(装備政策部装備保全管理課長気付)  
(地方防衛局調達部長等経由)

所在地  
会社名  
代表者名

防衛装備庁と「**秘密情報／保護すべき情報**」の取扱いに係る防衛事業適合事業者契約の締結を申し込みます。なお、本申込みに係る契約条件は、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令（令和7年防衛装備庁訓令第19号）別紙〔第1／第3〕による契約条項に従うものとし、下記の事項に関する関係書類を提出します。

記

1 防衛事業に参画する意思の確認  
防衛事業に参画する意思 有 / 無 (どちらかに○をしてください。)

2 契約締結者の確認  
乙(契約当事者)として契約を締結する当事者名

(秘密に係る申請の場合に必要な関係書類)

- 1 保全組織(全般)
  - (1) 保全体制及び社内位置付
  - (2) 役職及び役割を明記した書類
- 2 保全組織(FOCI(外国からの影響及び支配の程度)を含む。)
  - (1) 会社全体及び防衛部門の組織図
  - (2) 役員等名簿
  - (3) 回答内容を証明する書類

※ 例えば、下記の書類を参考に、該当箇所を添付

〔定款、取締役会決議書、コーポレートガバナンス、役員規程、情報管理規定、有価証券報告書、大量保有報告書、その他参考となる書類〕

改正後

付紙様式第11-1

防衛事業適合事業者契約申込書

年 月 日

秘密

防衛装備庁長官 殿  
(装備政策部装備保全管理課長気付)  
(地方防衛局調達部長等経由)

付紙様式第11-2

保護すべき情報

防衛事業適合事業者契約申込書

年 月 日

者前及び  
月31日)  
関係書類を

防衛装備庁長官 殿  
(装備政策部装備保全管理課長気付)  
(地方防衛局調達部長等経由)

所在地  
事業者名  
代表者名

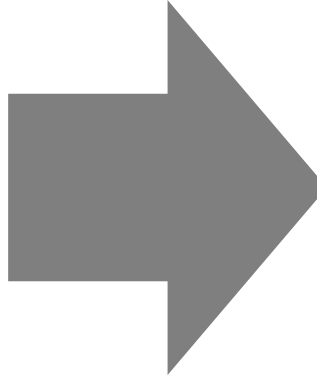
- 1 防衛事
- 2 参画を
- 3 契約締

防衛装備庁と保護すべき情報の取扱いに係る防衛事業適合事業者契約の締結を申し込みます。なお、本申込みに係る契約条件は、防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領について(装装保第14846号。令和7年7月31日)別紙第4及び第5による契約条項に従うものとし、下記の事項に関する関係書類を提出します。

記

- 1 防衛事業に参画する意思の確認  
防衛事業に参画する意思 有 / 無 (どちらかに○をしてください。)
- 2 参画を希望する事業の概要

様式二分化



## 2. 自己点検（月次を除く）の起算月の設定

別紙第1 防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領

第12

2 前項第1号の関係書類の提出期間の起算は、次の表の防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間に対応した月から起算するものとする。

防衛事業適合事業者契約の締結日の属する期間	関係書類の提出期間の起算月
4月1日～6月30日	7月
7月1日～9月30日	10月
10月1日～12月31日	1月
1月1日～3月31日	4月

例：令和8年4月10日に防衛事業適合事業者契約を締結  
令和8年7月1日から起算して1年以内に保全基準兼点検票を提出  
(令和9年6月30日までに提出)

### 3. 閉鎖区域の構築、設定、変更又は解除を行う場合の手続の変更

#### 改正後

#### 別紙第1 防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領

#### 第15 秘密保全施設等の管理及び運用

1 装備保全管理課長は、防衛事業適合事業者の秘密保全施設等の管理及び運用に関し、当該事業者が次の各号に掲げる事項を行う場合は、当該事業者に対し、別に定める事項を記載した~~届出申請~~を、地方防衛局調達部長等を経て提出させるものとする。

~~(1) 閉鎖区域又は制限区域の設定、変更又は解除~~

(1)(2) 携帯型情報通信又は記録機器の持込み

(2)(3) 情報システムの持込み又は設置

2 地方防衛局調達部長等は、防衛事業適合事業者から前項に規定する書類の提出を受けたときは、当該書類が充足していること及びその内容を確認の上、装備保全管理課長に送付するものとする。この際、地方防衛局調達部長等は、提出書類の内容を精査するものとする。

3 装備保全管理課長は、審査の結果を防衛事業適合事業者に通知するものとする。

4 装備保全管理課長は、防衛事業適合事業者が閉鎖区域の構築、設定、変更又は解除を行う場合は、当該事業者に対し、地方防衛局調達部長等を経て申請又は届出をさせるものとする。

## 4. 総括者指名基準の見直し

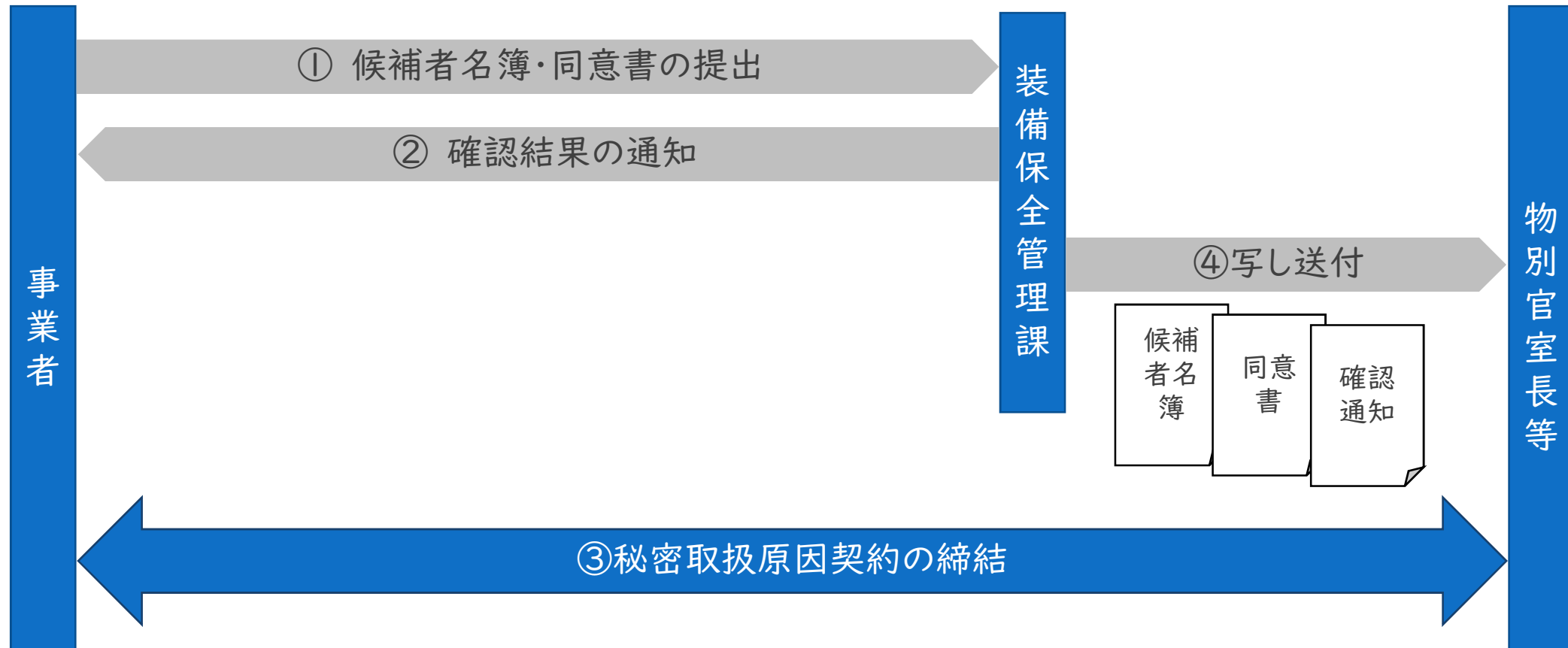
### 別紙第1 防衛事業適合事業者制度等に関する訓令の実施要領 付紙様式第2、第11 属紙

基準1	<p>1 総括者は、認証事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の認証事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、認証事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。</p> <p>2 総括者は、過去10年の間、<b>2年以上継続して、通算3年以上</b><del>5年以上</del>にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があること。</p> <p>3 総括者は、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知しており、日常的な秘密の取扱いについて関係社員に対する指導を行うことができること。</p>
基準2	<p>1 総括者は、認証事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の認証事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、認証事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。</p> <p>2 基準1の2及び3を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。</p> <p>(1) <b>保全責任者</b><del>その他秘密保全組織を管理する者</del>であって、総括者を支える<b>保全責任者</b>として過去10年の間に<b>通算5年以上</b>にわたり防衛産業において該当する秘密区分を含む防衛省の秘密を取り扱った実務経験があり、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置について熟知している者を配置すること。</p> <p>(2) 総括者は、<del>認証の日から3か月以内</del><b>認証の日から事業者として秘密を取り扱うまでに</b>、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。</p>
基準3	<p>1 総括者は、認証事業者の契約代理人、防衛事業に関する事業本部長又は工場長その他の認証事業者の経営責任者又は防衛事業の執行責任者として、認証事業者及びその下請負事業者に対し、秘密の保全についての権限を行使できること。</p> <p>2 基準2の2(1)を満たすことができない場合には、以下の措置を講じること。</p> <p>(1) 総括者、<del>保全責任者、その他秘密保全組織を管理する者</del>※は、認証の日から<b>事業者として秘密を取り扱うまで前</b>の間に、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係及び事故対応を含め、認証事業者における年次及び月次の秘密の取扱いに関する措置についての防衛装備庁の研修を修了すること。</p> <p>(2) 保全責任者、<del>その他秘密保全組織を管理する者</del>※は、認証の日から<b>事業者として秘密を取り扱うまでに1回及びその後は3か月に1回の頻度により合計4回、10年の間</b>、リスク評価、従業員への教育、秘密保全施設等の管理、定期的な点検、下請負事業者との関係<b>並びに及び</b>事故対応を含め、認証事業者における日常的な秘密の取扱いに関する保全措置についての防衛装備庁の研修を、<del>3か月に1回、受講し</del>、修了すること。</p>

## 5. 関係社員候補者名簿の提出要領

改正後

秘密取扱原因契約の締結時期にかかわらず、あらかじめ関係社員候補者名簿の確認を行うことができる旨を明記



## 6. 付紙様式第1

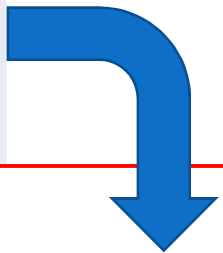
### 6. -1 保全基準兼点検票（秘密保全規則）

- 23 秘密取扱情報システム以外の情報システムの秘密保全施設等への持ち込み禁止について
- 24 秘密取扱情報システム以外の情報システムの持込みが必要となる場合、以下の事項を含めた利用要件について
  - ア 私有の情報システムではないこと。
  - イ 業務上必要なソフトウェア以外のソフトウェアがインストールされていないこと。
  - ウ 直前に最新の検知ソフトウェアでフルスキャンしていること。
  - エ 無線LANの機能が無効化されていること。
  - オ 情報システムの使用後に、秘密取扱情報システムの利用者が秘密のデータが保存されていないことを確認するとともに、当該利用者以外の者が点検すること。
  - カ 使用日時・使用者・使用目的等を含む記録簿を整備すること。
- 25 上記、情報システムの持込みが必要となった場合について

- 26 秘密保全施設等への携帯型情報通信・記録機器（可搬記憶媒体管理簿に記載）

- 27 秘密保全施設等への携帯型情報通信・記録機器の持込み制限の掲示について

- 28 秘密保全施設等へやむを得ず携帯型情報通信・記録機器を持込む場合の措置
  - ア 私有の携帯型情報通信・記録機器ではないこと。
  - イ 業務上必要なソフトウェア以外のソフトウェアがインストールされていないこと。
  - ウ 直前に最新の検知ソフトウェアでフルスキャンしていること。
  - エ 無線LANの機能が無効化されていること。
  - オ 携帯型情報通信・記録機器の使用後に、秘密取扱情報システムの利用者が確認すること。
  - カ 使用日時・使用者・使用目的等を含む記録簿を整備すること。
  - キ 携帯型情報通信・記録機器に対するリモートアクセスによる起動及び操作を
  - ク 携帯型情報通信・記録機器が起動している場合には、外形的に明らかな表



保全基準兼点検票（秘密保全規則）

	地方防衛局等記
会社名	管轄防衛局等
事業所名	確認日
取り扱う秘密の種類 装備品等秘密・特別防衛秘密（機密・極秘・秘）・特定秘密	確認者
点検対象期間	
作成日	
作成者	
確認日	
総括者	

分類	番号	項目	対応内容 (対応する条文等を記載する)
第1. 規則の制定に関する必要事項	1	規則の制定な事項を定	
	2	規則の適用 また、適用の対 象範囲が秘密に係る情報に及ぼす主 たる秘密に及ぼす規定 になっているか。	
	3	秘密を取り扱う組織の範囲を定めているか。	
	4	秘密を取り扱う組織の範囲の変更について定めているか。	
	5	取り扱う秘密の区分を定めているか。	

秘密取扱情報システム以外の情報システムの  
持込み制限についての項目を追加



削除

基準

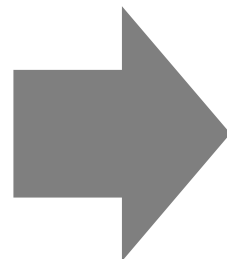
第1の12

教育実施者は、過去2年の間に、2回以上、防衛省の秘密の取扱いに関する保全教育を受けているか。

## 6. -3 保全基準兼点検票（秘密保全施設）

### 改正前

既存施設への適用が不明  
経過措置該当項目が不明確



### 改正後

一部項目を除き、既存施設は新基準を満たすと  
みなすことができる旨を明記  
経過措置該当項目を明確化

#### （特別防衛秘密）

- 特定秘密を取り扱わない施設にあっては、令和9年3月31日までの間は、第7.1及び2を適用しないことができる
- 特別防衛秘密を取り扱わない保管庫にあっては、令和9年3月31日までの間は、第7.6を適用しないことができる

#### （特定秘密・装備品等秘密）

- 既存施設にあっては、第7.1及び2を除き、各基準を満たすとみなすことができる
- 特定秘密を取り扱わない施設にあっては、令和9年3月31日までの間は、第7.1及び2を適用しないことができる

#### （抜粋）

- 第7.1 出入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できているか。
- 第7.2 搬入口の外側に監視カメラを取り付け、入退室の状況が監視できているか。
- 第7.6 秘密保全室内への侵入を感知する自動の警戒・警報装置を取り付けているか。

# 7. 付紙様式第2 秘密保全体制認証申請書

# 8. 付紙様式第11 防衛事業適合事業者契約申込書

改正前

記載要領が不明



改正後

注意書きを最下部に集約し、記載要領を追加

秘密保全体制認証申請書

年 月 日

防衛装備庁長官 殿  
(装備政策部装備保全管理課長気付)  
(地方防衛局調達部長等経由)

所在地  
事業者名  
代表者名

秘密保全体制の認証について、属紙第1及び属紙第2の内容を承諾しましたので、保全基準兼点検票及び下記の関係書類を添えて申請します。

記

(関係書類)

- 1 申請条件を満たしていることを証明する書類
- 2 組織の体制
  - (1) 総括者(保全の総括責任者)の指名  
役職:  
氏名:  
指名基準: 基準1、基準2、基準3 (いずれかに○をしてください。)
  - (2) 総括者の指名に当たって、選択した指名基準を満たしていることを証明する書類及び総括者の経歴
  - (3) 保全の責任者(総括者、保全責任者等)の役割及び役職を明記した書類
  - (4) 事業者全体の中の防衛部門の位置付けが分かる組織図
  - (5) 防衛部門の組織編成図
  - (6) 付紙様式第1-1の回答を証明する書類
- 3 秘密保全規則
  - (1) 秘密保全規則案
  - (2) 懲戒手続等が規定された社内規則
- 4 教育の体制

- (1) 教育実施計画及び教育テキスト
- (2) 直近の保全教育の実施状況

5 秘密保全施設

- (1) 構造(設計)図、カタログ等
- (2) 建築(改修)中の写真
- (3) 基準と同等以上であることを証明する書類

(その他調整事項)

6 認証する場合に交付する認証証明書の宛名の希望  
事業者名/事業所名/別途調整 (いずれかに○をしてください。)

7 防衛装備庁のホームページ(認証事業者リスト一覧)への掲載  
希望する / 希望しない (いずれかに○をしてください。)

添付書類: 1 保全基準兼点検票(保全組織の体制)  
2 保全基準兼点検票(秘密保全規則)  
3 保全基準兼点検票(秘密保全教育の体制)  
4 保全基準兼点検票(秘密保全施設、保全外部区域及び保管容器)  
5 関係書類

【申請に当たっての留意事項】

- 1の「証明する書類」として、以下のいずれかの書類を提出してください。
  - (1) 秘密取扱原因契約に係る契約書(鑑)の写し
  - (2) 防衛装備庁との契約に係る契約書(鑑)の写し3件分
- 2(1)の「指名基準」について、属紙第2の基準2又は基準3に該当する場合には、防衛装備庁が実施する研修を修了してください。
- 2(6)の「証明する書類」として、以下の書類を参考に、該当箇所の書類を添付してください。  
定款、取締役会決議書、コーポレートガバナンス、役員規程、情報管理規定、有価証券報告書、大量保有報告書、その他参考となる書類
- 5(3)の「証明する書類」として、保全基準に相当する代替措置を講じる場合に、これを証明する書類を提出してください。
- 防衛事業適合事業者制度等に関する訓令(令和7年防衛装備庁訓令第19号)附則第2項に該当する事業者として、既に秘密を取り扱う契約を通じて秘密保全体制を整備している事業者が本申請を行う場合は、以下の書類により申請することができます。
  - (1) 本申請書
  - (2) 付紙様式第1-1及び本申請書の2に掲げる書類
  - (3) 本申請書の3、4及び5に係る過去の審査結果の通知の写し
- 防衛事業適合事業者が認証申請する場合は、本申請の本文を「秘密保全体制の認証について、属紙第1及び属紙第2の内容を承諾しましたので、防衛事業適合事業者として、下記のとおり申請します。」とした上で、記書き部分に「(その他調整事項)」のみを記載して申請することができます。

## 9. 別紙第2 防衛事業適合事業者契約条項 第68条 下請負の禁止に例外を規定

(下請負の禁止)

第68条 特定資料等の取扱いに係る業務は、原則として、下請負をしてはならない。

- 2 前項の規定は、特定資料又は特定物件の輸送、秘密保全施設等の警備その他の役務の提供であって、当該役務を提供する者が当該役務の提供を通じて、秘密を直接取り扱うことがなく、秘密の内容を知ることができないよう措置されている業務については、適用しない。
- 3 第8条第3項の規定により秘密保全施設を備えない限定的な防衛事業適合事業者となった事業者については、下請負を認めない。ただし、秘密取扱原因契約の履行のため、装備政策部長が別に定めるところにより、乙の下請負事業者が付紙第2に示す当該下請負事業者の秘密保全施設において特定資料等を取り扱う場合は、この限りでない。

### 第9 携帯型情報通信・記録機器の持込制限

1 略

2 乙は、携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この際、乙は、一の秘密取扱原因契約に基づき携帯型情報通信・記録機器を秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶ場合は、~~持込み期間が3か月を超えない範囲において~~、包括的に申請することができる。

## 第10 情報システムの持込み・設置制限

### 1 略

- 2 乙は、情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする場合は、その目的、作業内容、持込み期間（始期年月日及び終期年月日）、取り扱う特定資料等の名称、秘密の種類及び区分（「特定特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特別防衛秘密（機密・極秘・秘）」、「特定秘密」又は「装備品等秘密」）のほか、前項に規定する基準を満たすことを証する文書を添えて甲に申請するものとする。この際、乙は、秘密取扱原因契約に基づき情報システムを秘密保全施設等に持ち込もうとする回数が複数に及ぶ場合は、包括的に申請することができる。

# 10.-3 付紙類 関係簿冊の印鑑欄を確認欄へ

付紙様式第7

「立入禁止区域等の名称:」→  
「秘密保全施設等の名称:」へ

秘密保全施設等の名称:

## 立入記録簿

「印」→「確認欄」へ

年月日	立入時刻	退出時刻	所属	氏名	目的	適格証明書の 番号	本人 確認欄	保全責任者 確認欄	備考
	:	:							
	:	:							
	:	:							
	:	:							
	:	:							